

証券コード 6440  
平成23年6月28日

株 主 各 位

東京都多摩市鶴牧二丁目11番地1

**JUKI 株式会社**

取締役社長 清 原 晃

## 第96回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の東日本大震災に被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、本日開催の当社第96回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

- 報告事項**
1. 第96期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第96期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類報告の件  
本件は、上記の内容を報告いたしました。

### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件  
本件は、原案のとおり承認可決されました。
- 第2号議案** 定款一部変更の件  
本件は、原案のとおり承認可決されました。  
変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

変 更 前	変 更 後
<p data-bbox="347 196 551 226">第2章 株 式</p> <p data-bbox="166 234 536 294">第6条～第12条 (条文省略) (基準日)</p> <p data-bbox="166 302 733 521">第13条 当社は、毎年<u>3</u>月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p data-bbox="219 529 423 559">② (条文省略)</p> <p data-bbox="332 567 567 597">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="181 604 272 635">(招集)</p> <p data-bbox="166 642 733 748">第14条 当社の定時株主総会は毎年<u>6</u>月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。</p> <p data-bbox="166 756 536 786">第15条～第19条 (条文省略)</p> <p data-bbox="166 793 635 854">第4章～第5章 第36条 (条文省略) (新 設)</p>	<p data-bbox="945 196 1149 226">第2章 株 式</p> <p data-bbox="763 234 1156 294">第6条～第12条 (現行どおり) (基準日)</p> <p data-bbox="763 302 1338 521">第13条 当社は、毎年<u>12</u>月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p data-bbox="816 529 1050 559">② (現行どおり)</p> <p data-bbox="929 567 1164 597">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="778 604 869 635">(招集)</p> <p data-bbox="763 642 1338 748">第14条 当社の定時株主総会は毎年<u>3</u>月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。</p> <p data-bbox="763 756 1156 786">第15条～第19条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="763 793 1262 824">第4章～第5章 第36条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="778 831 975 861">(補欠の監査役)</p> <p data-bbox="763 869 1338 1005">第37条 <u>法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p data-bbox="816 1013 1338 1081">② <u>前項の選任については、第34条を準用する。</u></p> <p data-bbox="816 1088 1338 1232">③ <u>補欠監査役の選任に係る株主総会の決議の効力は、当該選任のあった株主総会后、最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p data-bbox="816 1239 1338 1383">④ <u>第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>第37条～第43条（条文省略） 第6章 計 算 （事業年度） 第44条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 （剰余金の配当） 第45条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。 （中間配当） 第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 （剰余金の配当等の除斥期間） 第47条（条文省略）</p>	<p>第38条～第44条（現行どおり） 第6章 計 算 （事業年度） 第45条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。 （剰余金の配当） 第46条 剰余金の配当は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。 （中間配当） 第47条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 （剰余金の配当等の除斥期間） 第48条（現行どおり）</p>
<p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 <u>定款第45条（事業年度）の規定にかかわらず、第97期事業年度は、平成23年4月1日から平成23年12月31日までの9ヶ月とする。</u></p> <p>第2条 <u>定款第47条（中間配当）の規定にかかわらず、第97期事業年度の中間配当の基準日は、平成23年9月30日とする。</u></p> <p>第3条 <u>前2条および本条は、平成23年12月31日まで有効とし、平成24年1月1日をもってこれらを削除する。</u></p>

**第 3 号議案** 取締役 7 名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、中村和之、清原 晃、三宅智久、山口伸治、永嶋弘和、尾崎俊彦の 6 氏が再選、新たに山岡修二氏が選任されてそれぞれ就任いたしました。

なお、尾崎俊彦氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります。

**第 4 号議案** 監査役 2 名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、新たに大竹義博、田中昌利の両氏が選任されそれぞれ就任いたしました。

なお、田中昌利氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。

**第 5 号議案** 補欠監査役 2 名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、新たに渡辺雅曠、若菜允子の両氏が選任されました。

なお、両氏は、会社法第 329 条第 2 項に定める社外監査役の補欠且つ社外監査役以外の監査役の補欠であります。

また、両氏の就任順位につきましては、渡辺雅曠氏を第 1 順位とし、若菜允子氏を第 2 順位といたします。

以上

---

## 役員人事について

本総会終結後に開催されました取締役会および監査役会において、役員人事が次のとおり決定されましたので、お知らせいたします。

代表取締役会長	中村和之	常勤監査役	大竹義博(新任)
代表取締役社長	清原晃	監査役	井上皓介(社外)
取締役副社長	三宅智久	監査役	田中昌利(新任・社外)
常務取締役	山口伸治		
常務取締役	永嶋弘和		
常務取締役	山岡修二(新任)		
取締役	尾崎俊彦(社外)		

---

## 第96期期末配当金のお支払いについて

本総会の決議に基づき、第96期期末配当金は1株につき3円と決定いたしましたので、同封の「配当金領収証」により、平成23年6月29日(火)から平成23年7月29日(金)までの間に最寄りのゆうちょ銀行(郵便局)でお受け取り願います。

また、口座振込みをご指定の株主様には、同封の「配当金計算書」および「お振込み先について」をご送付申し上げましたのでご確認願います。

以上